

第1日目（11月7日）

○**議会事務局長** 皆様、おはようございます。議会事務局長の高野でございます。議員の皆様におかれましては、去る10月22日に行われました南魚沼市議会議員一般選挙におきまして、見事ご当選を果たされました。心からお祝い申し上げます。今後4年間、市民の負託に応じて、市の発展にご尽力をいただくわけでございますが、くれぐれも健康に十分ご留意いただきまして、大いなるご活躍をお願い申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員中、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、関常幸議員が最年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。関常幸議員、議長席にお着き願います。

〔関常幸君、議長席に着席〕

○**臨時議長（関 常幸君）** ただいまご紹介いただきました関常幸でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

○**臨時議長** ただいまから平成29年第3回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔午前9時31分〕

○**臨時議長** 臨時議長において進める議事日程につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

○**臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○**臨時議長** お諮りいたします。本臨時会は初議会でありますので、ここで議員の自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

1番・大平剛君。

○**大平 剛君** 茗荷沢在住、大平剛でございます。会社役員を務めております。まだまだ若輩者ではございますが、諸先輩方から学ばせていただき、市政のために一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○**臨時議長** 2番・梅沢道男君。

○**梅沢道男君** 欠之上の新人の梅沢道男でございます。先輩の皆様、それから執行部の皆様には何かとお世話になることと思いますが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 おはようございます。新人の目黒哲也でございます。生まれも育ちも六日町中心市街地でございますが、2年半前から東泉田区にお世話になっております。会社のほうは、皆様方よりお世話になっております、金誠館の目黒でございます。皆さんと一緒に精一杯頑張っまいますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 五十沢京岡新田出身、在住の吉田光利でございます。職業は会社役員でございます。私は、会社経験の中で53歳から61歳まで単身赴任生活、海外駐在を経験しております。まさに体で南魚沼市のすばらしさを思い知りました。南魚沼市を元気にするために精一杯頑張りたいと思います。年長の新人でございますが、皆さんのご指導、ご鞭撻をよろしく願い申し上げます。

〔拍手〕

○臨時議長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。1期目がわずか11か月と10日の、2期目になりました中沢道夫です。奥村の出身です。引き続き、執行部、また議員の皆さんのご協力、ご支援をよろしく願いします。お世話になりますが、どうかよろしく願いします。

〔拍手〕

○臨時議長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。田中せつ子です。大崎在住です。紅一点でありますので、自分の役割をきちんと果たしていきたいと思います。議場以外では、和合を大切に、和やかな空気でやっていけたら、皆様と仲よく進めていけたらと思っております。どうかよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、おはようございます。4年前の初めての議会の際に、「新人、しがらみなし」と自己紹介をした記憶があります。今、市民の力によって2期目をいただいたわけであります。きょうは、「感謝と責任」と申し上げたいと思います。市民よりご支持いただいたそのことに感謝し、議員としての責任を果たすという意味であります。今後とも、また皆様方のご指導をいただきながら、より一層仕事のできる議員として務めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

〔拍手〕

○臨時議長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。住まいは上町、事務所は栄町の永井拓三でございます。2期目も市政発展のために邁進していく所存です。どうぞよろしく願いします。

〔拍手〕

○臨時議長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。3期目となりました。微力ではありますが、皆様方としっかりとした議論をして、市民のため、そして市政発展のため、議会運営を務めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○臨時議長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。生まれも育ちも六日町の五日町というところであり、自営業をしております。魚野川の近くに家があります。きれいな川でありますし、この四季がはっきりしている南魚沼市が大好きです。皆さんと協力して、市の発展に尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 清塚武敏です。生まれも育ちも南魚沼、旧大和の一村尾です。この選挙2期目に向かいは、このふるさと南魚沼の発展と次世代に夢をという思いで、選挙戦を戦ってまいりました。2期目の議員としてしっかりと自覚を持って、市政発展のために務めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○臨時議長 12番・鈴木一君。

○鈴木一君 おはようございます。鈴木一といいます。住まいは塩沢の樺野沢というところですが、上越国際の麓でひっそりと暮らしております。身の丈ということがありますけれども、3期目、現在の身長は5尺8寸、6尺まで背伸びをするつもりはありません。自分の能力は自分が一番わかっています。市民の負託に応えるべく、一生懸命やりたいと思っています。よろしくお願い致します。

〔拍手〕

○臨時議長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。大和町時代からという、22年間議会に務めさせていただいておりますが、落選の経験もあるものであります。議会は、市民との隔たりがないような、そういった議会であってほしいというふうに、常に思っていて頑張ってきました。大崎、集落名は柳古新田でありますので、よろしくお願い致します。

〔拍手〕

○臨時議長 14番・佐藤剛君。

○佐藤剛君 浦佐の佐藤であります。4期目になりました。議員になって以来のモットーであります、「口に出さなければ伝わらない、動かなければ変わらない」をモットーに、この4年間もまた市発展のために十分頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

〔拍手〕

○臨時議長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。君沢在住の寺口友彦であります。3期12年間、住民ファーストの立場を貫いて議員活動をやってまいりました。4期目、今期も変わらずであります。同僚議員の皆様のお力をお借りして市政をただす、このことに邁進してまいりたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。中沢一博と申します。五日町でございます。五日町に住んでおります。小さな旅館業を営んでおります。いよいよ4年間、負託をいただきまして、市政発展のため、市民の本当に生活向上のため、福祉向上のため、全力で戦ってまいる決意でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔拍手〕

○臨時議長 17 番・小澤実君。

○小澤 実君 おはようございます。茗荷沢新田出身、3期目になりました。小澤実と申します。市政発展のために尽力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 おはようございます。生まれは城内、トミオカホワイト美術館の真ん前に住んでおります。きょうも天気がよかったので、八海山に「行ってきます」と大きな声で挨拶をしてまいりました。3期目になります。御年66歳でございますが、一生懸命頑張りますので、またよろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。合併後、4回目の改選ということで、新たなる議会の始まりということになります。先輩議員、そしてまた新人の皆様、ともに議会でよろしくお願ひしたいと思ひますし、市民皆様の負託に応えられるよう全力でいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 21 番・牧野晶です。石打の関出身であります。これからどうかよろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○臨時議長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 おはようございます。この議場で4回目の挨拶をさせていただきます。生まれは旧塩沢町の長崎でございます。巻機山に一番近いところにいるかなと思っています。

また、年齢的には一番高齢者から2番目ということになりますが、ひとつよろしく願いたします。

〔拍手〕

○関 常幸君 改めまして、おはようございます。出身は浦佐であります。「学ぶ青春、意気高く」この言葉が大好きであります。68歳であります、学んでいれば青春であります。初心に返りおごることなく、この4年間、一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いたします。

〔拍手〕

○臨時議長 以上で、議員の自己紹介を終わります。

○臨時議長 ここで、林市長からご挨拶をいただきたいと思います。林市長、よろしく願いたします。

市長。

○市 長 おはようございます。市長を務めております林茂男でございます。まずもって、本日ここに参集をされました22名の、新たな気持ちでこの席についておられる議員の皆さんに、心からお祝いを申し上げたいと思います。大変、少数激戦の、しかも定数が削減されての初の選挙ということでありまして、皆様の思いは、本当に強いものがあったと思います。私も市長をしながらではありますが、皆さんのいろいろな政策の訴え、そして心からの声をからしての演説等を、なるべく聞きに回っておりました。大変関心を持って聞かせていただきました。

それらの中で、市民の皆さんから大変な思いを持って選ばれた皆さんでありますので、私もそうありますが、目指すべき点は1点、市の発展、繁栄。そして何よりもそれに今、大きな課題が突きつけられております、少子高齢化の問題や財政問題、たくさんあります。山積をしておりますが、全て総じて、ここに若者の元気がなければ、成し遂げられる課題克服にはつながらないと思っております。私は、若者が帰ってこられる、そして住み続けられるふるさtoを目指し、今、市長の職をしております。気持ちは同じだと思っておりますので、皆さんからこれから鋭意、議員の活動にご努力いただきまして、ぜひ、ともに市政発展に臨んでいただければと思っております。

二元代表制とかいろいろなことを考えましたが、その辺はきょうお話をすることはいたしませんけれども、先ほど来、1番議員の皆さんから22番議員の方まで、ここでの自己紹介を聞きました。私も8年前にここに立ったわけですけれども、あのとき足がすくんで、本当は大変緊張いたしました。そのときの言葉を今でも覚えております。石打からこの市役所に初めて向かう日でありましたが、大変晴れわたった空がありまして、好きな小説の一説であります、まさに開花期を迎えようとしているというそこになぞらえて、空にある一座の雲を目指してやっていきたい、そういう晴れがましい気分ですということ、この議場で短く述べたつもりでありました。今もその気持ちは変わっておりません。

さまざまな先輩諸氏が、ここまで築いてくれたさまざまな事柄の中で、それこそ明治の精

神にもなぞらえて、開花期を迎えようとしている南魚沼を、皆さんとともにつくってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

きょうは、調べましたら 1936 年、八十数年前だと思えますけれども、今の国会議事堂が落成をした日だそうです。それ以降さまざまなことがあったと思いますが、議論が議場でなされ、そして全ての方針が、国はそうでありますし、この議場においても同じ精神だと思っております、そういう日なんだなと思いつつ、きょうはここに立たせてもらいました。

議員活動は激務であります。ぜひ、健康にご留意いただき、市民の皆さんの一票一票の積み重ねによって選ばれました皆さんの活動が、本当に大きなもので市政の部分に反映されることを心からお祈り申し上げまして、私からの皆さんに対するお祝いの言葉としたいと思います。そして、ともに進んでいただくことを期待しております。

1 点だけ、元気のもとであります、ふるさと納税。きょうはここでしか話せませんので。今、9,491 件、きょう現在です。2 億 6,236 万 2,300 円。実は 10 月期だけで言いますと、新潟県で 1 位ということになりました。そして 11 月も今、県内 1 位で走っているところであります。これは市民一同で喜び、そして、市政にもさまざまなことで展開できる貴重な財源となりますので、皆さんとともにこれからそれらの使い道等を考え、市政発展に生かしていければと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○臨時議長 市長、ありがとうございます。

次に、市管理職員の紹介を岡村副市長からお願いいたします。

副市長。

○副市長 改めまして、おはようございます。副市長を拝命しております岡村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。議員各位におかれましては、ご当選おめでとうございます。本当に心からお祝いを申し上げます。

それでは、私から執行部並びに行政委員会の幹部につきまして、議長席に向かって右側から苗字と職名を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○副市長 初めに、南雲教育長でございます。

○教育長 よろしく申し上げます。

○副市長 次に、阿部水道事業管理者、兼ねて企業部長でございます。

○水道事業管理者兼企業部長 水道事業管理者の阿部と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副市長 本日は公務のため欠席をさせていただいておりますが、宮永病院事業管理者の席が隣でございます。

○副市長 次に、小林代表監査委員でございます。

○代表監査委員 監査委員の小林でございます。よろしくをお願いいたします。

○副市長 次に、高橋建設部長でございます。

○建設部長 建設部長の高橋でございます。よろしくをお願いいたします。

- 副市長 次に、阿部消防長でございます。
- 消防長 消防長の阿部勉と申します。よろしくお願いいたします。
- 副市長 後列、議長席側から、平賀教育部長でございます。
- 教育部長 教育部長の平賀重朗と申します。よろしくお願いいたします。
- 副市長 2つ飛びますが、駒形病院事務部長でございます。
- 病院事務部長 病院事務部長の駒形でございます。よろしくお願いいたします。
- 副市長 同じく2つ飛びまして、本日は葬儀参列のため午前中欠席をいただいておりますが、星野会計管理者の席、兼ねて会計課長でございます。
- 副市長 次に、前列右側、私の隣でございますが、今井総務部長でございます。
- 総務部長 総務部長の今井でございます。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、清水総務部部参事でございます。
- 総務部部参事 総務部の清水です。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、石田市民生活部長でございます。
- 市民生活部長 市民生活部長の石田です。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、米山福祉保健部長でございます。
- 福祉保健部長 福祉保健部長、米山です。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、樋口産業振興部長でございます。
- 産業振興部長 産業振興部長の樋口一と申します。よろしくお願いいたします。
- 副市長 後列の議長席側から、山崎秘書広報課長でございます。
- 秘書広報課長 秘書広報課長、山崎一也と申します。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、南雲総務課長でございます。
- 総務課長 南雲でございます。よろしくお願いいたします。
- 副市長 次に、平賀財政課長でございます。
- 財政課長 財政課長、平賀慎一郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副市長 議場内は以上でございますが、空席のところは、議案審議の関係で担当課長から出席をさせていただくことがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、ご紹介した以外の管理職につきましては、お手元にA3が配付されております。電話番号、それから氏名が入っておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。私どもも気持ちを新たにして執行に当たってまいりますので、議員各位には特段のご指導、ご協力をお願いいたしまして、管理職の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 臨時議長 ありがとうございます。
- 臨時議長 ここで、暫時休憩いたします。

[午前10時02分]

- 臨時議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前10時13分]

- 臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を

求めます。

事務局長。

○**議会事務局長** 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。平成29年11月7日提出。南魚沼市議会臨時議長・関常幸。

○**臨時議長** 選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○**臨時議長** ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に仮議席番号1番・大平剛君及び2番・梅沢道男君を指名いたします。

〔「1番、了承」「2番、了承」と叫ぶ者あり〕

○**臨時議長** 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○**臨時議長** 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○**臨時議長** 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○**臨時議長** ただいまから投票を行います。仮議席番号1番の議員から順次投票してください。

〔投票〕

○**臨時議長** 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○**臨時議長** 開票を行います。大平剛君及び梅沢道男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔大平剛君及び梅沢道男君立ち会いの上、開票〕

○**臨時議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、小澤実君16票、佐藤剛君4票、岡村雅夫君2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、小澤実君が議長に当選されました。

〔拍手〕

○臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長 ただいま議長に当選されました小澤実君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、小澤実君に議長当選の告知をいたします。

○臨時議長 議長に当選されました小澤実君から挨拶をお願いいたします。

17番・小澤実君。

○小澤 実君 一言、議長就任の挨拶を申し上げます。不肖、私が議長選におきまして、大方の皆様からご支持を得て当選人となりましたこと、限りなく光栄に思っております。また、その責任の重さをひしひしと感じておるところであります。議会を統括し、議場の秩序、それから規律保持をしながら、議事を整理、意思決定をしてみたいと思います。職務につきましても、中立公正を最大、最終の目標として対処する所存であります。今後は議員各位のご支援、ご協力をお願いいたします。また、議会事務局の皆様、そして市長をはじめ執行部の皆様からも、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思っております。大変簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長 小澤議長、おめでとうございます。議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様のご協力、大変ありがとうございました。

〔拍手〕

〔議長席交代〕

○議長（小澤 実君） それでは暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。事務局は追加日程の配付をお願いいたします。

〔午前10時25分〕

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時28分〕

○議長 お諮りいたします。本日の追加議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第1号の追加）としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程（第1号の追加）とすることに決定いたしました。

○議長 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の仮議席をそのまま本議席として指定いたします。

○議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番・目黒哲也君及び4番・吉田光利君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月7日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月7日の1日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められていますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長 改選後の初議会早々、貴重な時間をいただきまして大変申しわけありません。今回、第23号報告で専決処分の承認として提出いたしました、平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第4号）において、専決処分書3ページ、4ページの最後に必要な専決処分をすることの根拠法令の一文が欠落していたもので、議席に配付をさせていただきました、右上に丸正とある資料に差しかえをお願いするものであります。

基本的な間違いで大変申しわけありません。さらに緊張感を持って精査を行い、間違いのないように努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議 長 続いて事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。
事務局長。

○議会事務局長 議事日程についてであります。次の日程第5、選挙第2号から日程第11、選挙第4号並びに日程第15、発議第9号の配付案件につきましては、議長の氏名が記入されておりません。あわせてこの後、配付になります諸般の報告3ページ、4ページも同様であります。各人で当該箇所に「小澤実」と議長名を記入されるようお願いいたします。以上でございます。

○議 長 日程第4、諸般の報告、議員派遣結果報告を行います。
報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。
事務局長。

○議会事務局長 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。平成29年11月7日提出。南魚沼市議会議長小澤実。

○議 長 選挙は投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

○議 長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番・中沢道夫君及び6番・田中せつ子君を指名いたします。

〔「5番、了承」「6番、了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に副議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。それでは、配付願います。

〔投票用紙配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議 長 異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順次投票してください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。中沢道夫君及び田中せつ子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔中沢道夫君及び田中せつ子君立ち会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち塩谷寿雄君16票、寺口友彦君4票、中沢道夫君2票、以上のおりであります。

○議 長 この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、塩谷寿雄君が副議長に当選されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ただいま副議長に当選されました塩谷寿雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、塩谷寿雄君に副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました塩谷寿雄君から挨拶をお願いいたします。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 改めまして、おはようございます。今ほど副議長に選任されました塩谷です。小澤議長を南魚沼市議会の代表としまして陰ながらお支えし、そしてまたあるときはタッグを組んでいきたいと思っております。議会運営におきましては、皆様の和を1つの歯車としてしっかり和をもっていきたいと思っておりますし、執行部とは、いつも言っておりますけれども、両輪といいますけれども、思いは1輪でありますので、市民福祉の向上、そして外貨を稼いでしっかり市の発展をしていきたいと思っておりますので、皆様方よろしく願いいたします。あ

りがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 日程第6、報告第6号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第6号 常任委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 日程第7、報告第7号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第7号 議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩いたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

〔午前10時42分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分〕

○議 長 日程第8、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任について報告いたします。敬称を省略させていただきますので、各自記入をお願いいたします。

総務文教委員会委員長 桑原圭美、副委員長 目黒哲也、産業建設委員会委員長 清塚武敏、副委員長 永井拓三、社会厚生委員会委員長 中沢一博、副委員長 田中せつ子。以上でございます。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで各常任委員長から挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・桑原圭美君から挨拶をお願いします。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 このたび、総務文教委員長に選任していただきました桑原圭美です。総務文教委員は、私は1期目の4年間を総務文教委員会で仕事をさせていただきました。4年ぶりの委員会となります。総務文教委員会は多岐に及ぶ調査項目を持っておりまして、それぞれに深い議論を議員の皆様方と行い、これが市政にいかにか反映させていけるかをしっかりと皆様方と議論してまいりたいと思います。一生懸命務めますので、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 次に産業建設委員長・清塚武敏君の挨拶を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 産業建設委員長に選任されました清塚武敏です。この所管する産業建設委員会につきましては、市の元気の源と考えております。基幹産業であります農業をはじめ、観光、しっかりと取り組み、また、暮らしに直結する水道、また、この冬に向かつての除雪等、いろいろあります。しっかりと務めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

〔拍手〕

○議長 次に社会厚生委員長・中沢一博君の挨拶を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 先ほど社会厚生委員長の選任をいただきました中沢一博でございます。よろしくお願ひ申し上げます。ご承知のとおり、私、社会厚生委員長2度目であります。全く異例かと思ひますけれども、本当にそれだけ責任の重さを感じております。

この社会厚生委員会というのは、本当に市民の生活に密着した委員会でございます。本当に皆さんとともに南魚沼市で生まれてよかった、また住んでよかったという、この社会福祉向上のために全員一丸となって、ひとつ一歩、前へ進めてまいりたいと思っております。大変お世話になりますが、ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

〔拍手〕

○議長 長 以上で報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 日程第9、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任について報告いたします。敬称を省略させていただきますので、各自記入願ひます。委員長 鈴木一、副委員長 塩川裕紀。以上でございます。

○議長 長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで議会運営委員長 鈴木一君から挨拶をしていただきます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 先ほど議会運営委員長に任命されました鈴木です。議会運営委員会は新人のとき2年ほどやらせていただきましたけれども、6年ぶりです。先ほど挨拶のときにも言わせていただきました。自分の能力は身の丈以上ありません。議会運営がスムーズにいくべく、皆さんのご協力を得ながらやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔拍手〕

○議長 長 以上で報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 日程第10、選挙第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に中沢一博君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました中沢一博君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中沢一博君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 日程第 11、選挙第 4 号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に中沢一博君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した中沢一博君を魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました中沢一博君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定

によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 12、第 23 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 23 号報告 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、専決処分といたしましたので、ご説明を申し上げます。このたびの補正はゆきぐに大和病院において、来年度に買いかえを予定しておりました平成 17 年度導入の自動採血管準備装置、これが 9 月 29 日に故障いたしまして、採血業務に支障が生じたことから、急遽、購入させていただいたものであります。

資本的収支及び支出では、大和病院事業資本的支出において、建設改良費に医療器機等購入費として 1,070 万円を追加させていただき、資本的収入において、企業債に同額の 1,070 万円を追加いたしました。以上によりまして、資本的収入及び支出にそれぞれ 1,070 万円を増額し、大和病院事業資本的収入総額を 1 億 2,153 万 5,000 円、支出総額を 1 億 2,528 万 7,000 円といたしました。また、企業債にも同額を追加させていただき、限度額を 8,900 万円といたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 23 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 23 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議長 長 日程第 13、第 103 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第 103 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。9 月定例議会で、議場でご説明申し上げたとおり、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税について課税誤りが判明しました。総額 6,700 万円に及ぶ過誤納付金等を含む補正予算を議員の皆さんから可決をいただきました。補正予算の成立後、直ちに臨時記者会見を行わせていただき、市民への報告と私からの謝罪を行ったところであります。

これらに関係した職員につきましては、南魚沼市職員の懲戒に関する審査委員会を開催して、担当部課長等の処分を決定いたしました。今年度は課税誤りに加えまして、南魚沼広域有機センターの堆肥問題などもあったことから、最高責任者であります市長としての責任を明確にするため、市長給与について 100 分の 10 を、副市長の給与について 100 分の 5 を、それぞれ 12 月の給与から減ずることとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容はわかりました。そしてまた、市長、副市長みずから責任を負うというその姿勢も認めるところでありますけれども、この額といたしますか、これの基準なんてないのでしょうけれども、その辺の参考にしたところとか、決定した経緯といたしますかそこだけ参考までに教えていただきたい。

○議長 長 副市長。

○副市長 世の中、いろいろなところがありますので、その辺を斟酌させていただいたということです。きちんとしたこういう場合はこうだという、条例で額が決まっているわけでありませんで、今、インターネットで各地のものが見られますので、そこの辺で処分を決定したということでございます。

○議長 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からも出ましたけれども、先ほどの市長の説明の中で、担当部課、課長等についても処分ということでもありますけれども、実際にお金に関する部分での処分ということは、ここに出てこないということになりますと、文書でありますよね。多分、文書で。そうすると、この課税誤りについてはどういう経緯があったにしろ、見落としていたということは、やはり市側のミスが非常に大きい部分であります。市側のミスでありますよね。ですので、これについては非常に大きな問題があるかと思っています。

そうすると、こういうことは二度と起こらないようにするということはありますけれども、単純なミスであったとって見過ごされるものでもないわけでありますから、やはりその市

長の10%カット、副市長の5%カットに見合う分ぐらい相当の処分があっても妥当ではないかと思っていますが、そこら辺のお金に関する処分等はどうかであったかということをお伺いします。

○議 長 副市長。

○副市長 ご存じのように、平成15年、16年ぐらいからの部分がありまして、既に退職された方、あるいは異動された方というのがあります。非常に期間が長くて、特定をしたのですけれども、個々についてそこを減給処分ということではなくて、これも先ほど申し上げましたが、ほかの市町村の事例を見まして、それぞれ嚴重注意処分ということで処分をさせていただきました。懲戒審査会の中で市長の諮問に対してそういう嚴重注意処分ということで、市長のほうに答申をさせていただきました、市長のほうからそれぞれ処分をしたということでございます。

○市長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回の減俸については、課税誤りともう一つ大きな問題、有機センターの部分でありましたよね。これについては県からの申し出、通達も当然あったわけでありましてけれども、その部分を指定管理であったJA、JAと市とが確認を怠っていたという部分が大きい部分でありますよね。内容的には問題ないのです、内容的には。ただ、そういうものについてのチェックが、やはり南魚沼市についてはちょっと甘かったという部分がありますよね。県内でも何か所かできましたけれども、よそはよそなのでいいのです。うちとして、じゃあそういうところの見直しをもう一度かけて、本当に大丈夫なのかということまでチェックをなされたのかどうか。この点をまたお伺いします。

○議 長 副市長。

○副市長 これについても大変申し訳なかったわけですが、指定管理ということで、農協さんのほうで管理をしていただいているわけです。確かに私どもが指定管理をお願いしているわけでありまして、当然確認をしなければならないということでありまして、その部分について落ち度があったということは紛れもない事実だろうというふうに思っています。

やはり、任されたほう側でもきちんとチェックをするという必要があるわけですが、農協さんの部分で、その凝集剤でしようかが入っていたということがきちんと認識をされていなかった。それから、肥料取締法の内容がよく確認されていなかったということでもあります。これは農協さんを通じてきちんとやりましたし、今度法律改正が確か11月15日にありまして、国のほうではそれが今度は特殊肥料ということできちんとされるということになりましたので、今は全く問題がないというふうになっておりますが、産業振興部のほうできちんと指導をしたということでございます。

○市長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 再度確認でありますけれども、この2つの事例、課税誤りと有機センターの問題。これらの2つのものの責任をとって10%カット、5%カット。その案分がどうかということではなくて、副市長が言ったように、いろいろな事例等々も考えての処分であると

いうことで考えてよろしいわけですね。2つの部分を合わせての処分で、これだけの金額だということでもありますよね。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃったとおり2つを合わせてとさせていただきます。

○市 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そこまで報告する義務がないのかわかりませんが、担当部課長という話ですので、私はこういうのは初めてなのですけれども、もう少し誰が何を受けたか、我々は今の説明ではわかりません。厳重懲戒処分とか、厳重注意とかなんてやっていますが、そこはもう少しきちんと皆さんにわかるように報告すべきだと思います。

そして、それが職務に対してただ注意ただけだということか。特別職の市長職、副市長職、これについては勤勉手当がありますよね。勤勉手当とかそういうものに影響するのかなどか。ただ、月何日間かの減俸で済むのだというようなことなのか。私はその辺はちょっとわからないのでお聞きしたいということです。

総額でいくと6,700万円のほかに、その前に1,000万というのが前年度決算で出ていると思うのですけれども、1月でしたか。そういう額に対して幾らの減俸だという話もきちんとわかるほうが何か月というよりも、実際、代償としてはこうなのだと。そして、どういう影響がその処分によってあるのだということまで、私は知らせるべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議 長 副市長。

○副市長 処分の公表につきましては一定ルールがありまして、今の部分については公表しないという形で、内規でなっておりますので、誰がどういう処分を受けたということは公表しておりません。

それから、減俸処分の部分ですが、自治法の中で、いわゆる会計にかかるもので管理をする方が間違ったとか、これについては損害賠償をするという条文があるのですが、いわゆる過誤、過ちによって、例えば計算間違いとかこれについて損害賠償するという制度にはなっておりません。

公金管理の部分では監査委員さんのほうに監査をお願いして、その部分を市長が損害賠償請求するという制度はあるのですが、普通、通常会社もそうですけれども、通常の形をやっておいて、仕事をしていて間違っただけで会社に損害を与えたときに、損害賠償請求をするということには一般的にはなっていないというふうに考えています。それから——はい、じゃあ私はここまでにして後はお願いします。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 金額につきまして申し上げます。市長は10%ということになりますので、月額82万円の10%ということで8万2,000円がまず影響額としてございます。副市長のほうは5%でございますので、3万1,265円、これが12月分の給与の影響額になります。このほかに、たまたま12月分でございますので期末手当が影響を受けます。期末手当の影響額に

つきましては、市長が15万7,953円、副市長が6万225円、以上になります。

○市長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 報告があったわけですし、担当部課もわかるわけです。だから、担当部長、課長、係長という形であるかどうかというあたりぐらいは公表したほうがいいと思います。あるいは係、主任、いろいろありますよね。我々はそういうのはわかりませんので、そういうことはやはりこういう問題を全体のものとするためには、必要ではないかというふうに思います。

それから今、期末手当に関係はするということを初めて公表していただいたわけでありませう。そうした中で、私は勤勉手当というのはどうなるのかと。要するに、職員としてみれば嚴重注意処分とか、そういう問題があれば、勤勉手当等にも関係するのcaというふうに、つい最近私も給与条例等を見たもので思ったのですが、そういうものには一切影響しないのだと。要するに勤勉にやったから勤勉手当がきちんと出るのだというような状況なのか、ひとつお聞きします。

○議長 副市長。

○副市長 先の誰がということではありますが、現在の担当部長、現在の担当課長、現在の担当係長を含めて、過去、そこに在籍した係長以上の者については、全員嚴重注意処分ということにいたしました。

それから、勤勉手当であります、私どももそうですし、議員さんもそうですが、勤勉手当というのは入っていないはずであります。期末手当だけありますので、そちらのほうには影響はないということになります。勤勉手当というのは、特別職はもらっておりませんので、期末手当だけのはずです。ただ、職員は違いますよ、職員は両方です。以上でございます。

○市長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 嚴重処分。私は条例を見ると、市長職と特別職については、多分、勤勉手当という項目があったのではないかというふうに思っているのですけれども、もらっていないという意味合いですかね。

それで、嚴重処分が担当部課長、経験した部課長ということになると、その人たちの嚴重処分というのは、じゃあどういう意味合いがあるのか。勤勉手当には影響しないという今、断言だったと思うのですけれども、嚴重処分をいただいて、勤務に精励した勤勉であるというところは何らかのことがあるべきものではないかというふうに私は思うのですけれども、そういう点は違うのだという根拠があったらひとつきちんと教えていただきたい。

○議長 副市長。

○副市長 懲戒処分につきましては、一定のルールが当然ありますので、そのルールの中でどこに当てはまるか。例えば酔っ払い運転をした場合は、あるいは交通違反、速度違反した場合は、何キロから何キロの場合はここだという一定のルールがあります。その中で過去のものも見させていいただいて、あるいは他の市町村のことも見させていいただいて、現在担

当部課長以下につきましては、嚴重注意処分が妥当だということで嚴重注意処分をさせていただきます。

これはいわゆるその他処分でありますので、例えば停職、減給処分、それから戒告といった処分ではなく、その他処分でありますので、これが勤勉手当のほうに影響するという形にはなってありません。ですので、職員については、じゃあ注意処分というのがどうだと聞かれますと、やはりこれは上司から部下に対して「あなたはこういうことをしたのだから、嚴重に注意をしろ」という職務命令をするわけでありますから、それはきちんと職員が守っていただくということになると思います。そうでなければ、その部分をお金を出せとかそういうことではないわけですので、それは真摯に職員は市長の思いをわかっていただいて、処分を受け止めていただくということ以外には私はないと思いますし、それが地方公務員だろうというふうに思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 103 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は午後 1 時 20 分とします。

〔午前 11 時 49 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1 時 18 分〕

○議 長 日程第 14、第 104 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法 117 条の規定によって、牧野晶君の退場を求めます。

〔牧野晶君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは第 104 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてご説明を申し上げます。このたび平成 27 年 11 月から議会議員のうちから選任される監査委員としてお務めをいただきました桑原圭美氏が、10 月 31 日をもって退任されましたので、後任の監査委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきご同意をお願いしたいもの

であります。

議案にありますように、牧野晶氏を選任したいものであります。牧野晶氏の経歴につきましては資料のとおりでございますが、平成 17 年 11 月から南魚沼市の議会議員をお務めいただいております。牧野氏は豊富な経験を持ち、人格、識見ともに申し分なく、監査委員をお任せするに最適の方でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。なお、任期につきましては、平成 29 年 11 月 7 日から議会議員としての任期中であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 104 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 牧野晶君の入場を認めます。

〔牧野晶君入場〕

○議 長 日程第 15、発議第 9 号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 9 号 特別委員会の設置について提案理由を述べさせていただきます。配付の資料の裏面をごらんください。特別委員会の名称は議会広報編集特別委員会であります。議会活動において広報誌は市民への説明責任や判断材料を提供し、市民に地域課題を認知してもらい、ひいては解決への参加を促す重要な役割を果たします。また、市民からもよりわかりやすい議会広報誌の編集・発行が期待されております。つきましては、記載の内容で議会広報編集特別委員会を設置していただきたいものであります。ご審議の上、全員の方からご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。以上ですが。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第9号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

〔午後1時24分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時26分〕

○議 長 お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました、報告第10号 特別委員会の委員の選任について、報告第11号 特別委員会の正副委員長の選任について、許可第1号 議長の常任委員会の辞任について、及び閉会中の継続調査申し出を日程に追加し、議事日程（第1号）の追加2として直ちに日程及び議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報告第10号 特別委員会の委員の選任について、報告第11号 特別委員会の正副委員長の選任について、許可第1号 議長の常任委員会の辞任について、及び閉会中の継続調査申し出を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、直ちに日程及び議題とすることに決定いたしました。

○議 長 追加日程第1 報告第10号 特別委員会の委員の選任についてを行います。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。以上で報告第10号 特別委員会の委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで議会広報編集特別委員会の正副委員長互選のため休憩いたします。休憩後の再開は1時50分といたします。

〔午後1時29分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時48分〕

○議 長 追加日程第2、報告第11号 特別委員会の正副委員長の選任についてを行

います。事務局長に報告させます。

事務局長。

○**議会事務局長** 報告第 11 号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。敬称を省略させていただきますので、各自記入を願います。

委員長 吉田光利、副委員長 梅沢道男、以上でございます。

○**議長** 議会広報編集特別委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで、特別委員長から挨拶をしていただきます。まず、議会広報編集特別委員長 吉田光利君から挨拶をお願いいたします。

議会広報編集特別委員長。

○**吉田議会広報編集特別委員長** ただいま議会広報編集特別委員長に選任されました吉田光利でございます。市民に正確にわかりやすく公平な情報提供に、委員会こぞって精一杯務めさせていただきたいと思っておりますが、皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〔拍手〕

○**議長** 以上で報告第 11 号 特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○**議長** 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

〔午後 1 時 50 分〕

○**副議長**（塩谷寿雄君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 51 分〕

○**副議長** 議長を交代いたしました。

○**副議長** 追加日程第 3、許可第 1 号 議長の常任委員会の辞任についてを議題いたします。地方自治法第 117 条の規定によって、小澤実君の退場を求めます。

〔小澤実君退場〕

○**副議長** 事務局長に辞任願いを朗読させます。

事務局長。

○**議会事務局長** 平成 29 年 11 月 7 日 南魚沼市議会副議長・塩谷寿雄殿。南魚沼市議会議長・小澤実。辞任願。議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○**副議長** お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、小澤実議長の常任委員会の辞任を許可することに決定いたしました。

○**副議長** 小澤実君の入場を求めます。

[小澤実君入場]

○副 議 長 このまま暫時休憩といたします。

[午後 1 時 53 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 1 時 53 分]

○議 長 追加日程第 4、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、議会規則第 111 条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了しました。これをもって平成 29 年第 3 回南魚沼市臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 1 時 54 分]